

VOL.2312

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。
ご自身にどう当てはめたらよいのかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人
執筆者 谷 修二

[今月のテーマ]

2024 年スタート！さらに NISA が拡充

[contents]

- ◆ 新 NISA と現行 NISA の違いについて
- ◆ ポイント解説
- ◆ 新 NISA 制度への移管（ロールオーバー）について



日本クリアス税理士法人 神戸三宮本部

行政書士法人 トータル財務プラン

一般社団法人 トータル財務プラン

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 3 丁目 1 番 8 号
ライオンズ三宮ビル 2F
TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717
kobe@j-creas.com <https://j-creas.com/kobe/>

2024年スタート！さらにNISAが拡充

1. はじめに

2024年から税制優遇制度のNISAが見直されます。すでにNISAで運用されている方、これから新規で口座開設される方々に「いままでNISA」と「これからNISA」を解説させていただきます。

2. 新NISAと現行NISAの違いについて

《新NISAの5つのポイント》

- ・ つみたてNISAと一般NISAの併用が可能
- ・ 年間の投資上限額が最大360万円に拡大
- ・ 生涯非課税限度額が最大1,800万円の新設
- ・ 非課税保有期間が無期限化
- ・ NISA制度が恒久化

《新NISA制度と現行NISA制度の比較》

● 新NISA制度

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		1,200万円
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

●現行 NISA 制度

	つみたて NISA (2018 年創設)	← 選択制 →	一般 NISA (2014 年創設)
年間投資枠	40 万円		120 万円
非課税保有期間	20 年間		5 年間
非課税保有限度額	800 万円		600 万円
口座開設期間	2023 年まで		2023 年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 <small>(金融庁の基準を満たした投資信託に限定)</small>		上場株式・投資信託等
対象年齢	18 歳以上		18 歳以上

3. ポイント解説

●つみたて NISA と一般 NISA の併用が可能

現行の NISA 制度は年間投資上限額が 40 万円で非課税保有期間が 20 年間の「つみたて NISA」と、年間投資上限額が 120 万円で非課税保有期間が 5 年間の「一般 NISA」の 2 種類の枠があり、どちらかを選択する方式です。

切替える場合は 1 年に 1 度、NISA 口座で買付をしてない状態でしか変更できないといったデメリットがありました。

新 NISA 制度では、つみたて NISA は「つみたて投資枠」、一般 NISA は「成長投資枠」と名称を変え、併用することが出来るようになります。

●年間の投資上限額が最大 360 万円に拡大

現行 NISA での年間投資上限額は、つみたて NISA を選んだ場合は 40 万円、一般 NISA を選んだ場合は 120 万円でしたが、新 NISA 制度では 360 万円に拡大します。

●生涯非課税限度額が最大 1,800 万円で新設

新 NISA 制度で新たに「生涯非課税限度額」が買付金額ベースで合計 1,800 万円（成長投資枠は 1,200 万円まで）に設定されました。

また、売却した場合には買付金額分＝売却した商品の取得価額分が復活します。（売却した翌年以降に再利用が可能）

新 NISA 制度で年間投資上限額の 360 万円を毎年使い切ると 5 年で生涯非課税限度額の 1,800 万円に達し、6 年目以降は投資が出来なくなります。仮に 5 年目までに 360 万円分を売却したとすると、6 年目には再び最大 360 万円の投資ができます。（売却した金額ではなく買付金額（取得価額）ベースの計算である点が注意確認事項です）

●非課税保有期間が無期限化

現行 NISA 制度ではロールオーバーで一部期間を延長することも出来ましたが、つみたて NISA で 5 年間、一般 NISA 制度で 20 年間と非課税保有期間が限られていました。

新 NISA 制度では、非課税保有期間がつみたて投資枠・成長投資枠ともに無期限になります。

●NISA 制度が恒久化

最後は、上記の制度のポイントが恒久化されます。

つみたて NISA は 2042 年まで（新規買付は 2023 年まで）、一般 NISA は 2023 年までと期間が定められていましたが、新 NISA 制度では恒久化されたので長期的な目線で投資が出来ます。

4. 新 NISA 制度への移管（ロールオーバー）について

●つみたて NISA をすでに始めている方

- ・ 2023 年末で制度終了（2024 年以降は新規買付不可）
- ・ 保有している資産は引続き 20 年間非課税で運用が可能
- ・ 新 NISA への移管（ロールオーバー）は不可

●一般 NISA をすでに始めている方

- ・ 2023 年末で制度終了（2024 年以降は新規買付不可）
- ・ 保有している資産は引続き 5 年間非課税で運用が可能
- ・ 新 NISA への移管（ロールオーバー）は不可

●つみたて NISA、一般 NISA を始めているいない方

- ・ 現行 NISA と新 NISA の生涯非課税額は別枠で扱われます。
- ・ 2023 年中に現行の一般 NISA を始めると、年間投資枠の上限である 120 万円まで、新 NISA の非課税保有限度額の 1,800 万円とは別枠で、最大合計 1,920 万円が非課税運用出来ます。

5. 最後に

税務・財務ニュース 2022 年 11 月号でも NISA をお伝えさせて頂きましたが、今回さらに税制優遇が拡充された新制度が 2024 年 1 月からスタートします。

年間投資枠の拡大や選択制から併用が可能になったこと、売却による投資枠の再利用が可能になる改正は大きなメリットだと思います。

今回の改正で NISA を活用する方は多くなるのではないのでしょうか。これから株式投資を始められる方は NISA の非課税枠の活用もご検討下さい。

執筆者 谷 修二